

函館駅前広場イルミネーション業務委託仕様書

1 業務名

函館駅前広場イルミネーション業務

2 委託期間

契約日から平成28年3月31日まで

- (1) 実施期間 平成27年11月28日～平成28年3月31日
点灯時間 日没～22時00分
- (2) 施工期間 平成27年11月上旬～平成27年11月27日
- (3) 撤去期間 平成28年3月末

3 設置場所および設置に係る要件

- (1) 設置場所 函館駅前広場 面積2,180㎡（通路部分を含み面積2,530㎡）
※使用エリアは、別紙1「駅前広場イルミネーション区域図」を参照

(2) 設置に係る要件

ア 設置場所となる函館駅前広場の周辺には海があり、強風が吹き付ける場所のため、設置物等が転倒、飛散しないよう十分配慮し、安全を確保すること。

イ 函館駅前広場は歩道であり、道路法その他関連法令の規制を受けるため、別紙2「函館駅前広場における使用上の留意事項」に従い、当該留意事項に定めのないことや不明な点については事前に確認すること。

ウ 花壇の装飾は、原則として一年草該当部分についてのみ可能となっているが、多年草該当部分や、その他の樹木への装飾については事前に確認すること。
(別紙3「平成27年度花壇配置計画図」参照)

(3) デザイン等に係る要件

ア 一度だけではなく何度見ても飽きないような、見た者が函館に対する憧れを抱き、冬季の来函の動機付けとなるようなイルミネーションとすること。

イ 動きをつけるなど単調なデザインとならないようにすること。

4 業務概要

(1) イルミネーションのデザイン・設計

プロポーザルの際に提出したデザイン案などに基づく設計書の作成。

(2) イルミネーションの施工・監理

施工計画書の作成および計画に従ったイルミネーションの施工、監理を行う。

(3) イルミネーションの実施期間における維持管理

実施期間中における電球等のメンテナンスおよび降雪時の除排雪。

(4) イルミネーションの撤去・収納

実施期間終了後の撤去および別途市が指定する保管場所への資材の収納。

5 業務の要件・留意事項

- (1) 道路使用許可申請など設置に関し必要となる各種手続きは受託者が行うこと。
- (2) 電球や資材の破損した場合は、ただちに修復すること。
- (3) 業務を行うことにより生じる諸費用（電気代、保険料等）は、受託者の負担とすること。
- (4) 本事業において使用する資材や電球などに係る財産権は市に帰属すること。
なお、昨年度に使用した次の資材等は、使用してもかまいませんが、メンテナンスや補修などに係る費用は受託者の負担となります。

ガゼボ（アーチ状）	10 個（使用状況により要補修）
LED 電球（概ね白色）	約 63,000 個（要点灯確認）

※別紙4「駅前広場イルミネーション設置図（平成26年度実施分）」参照

- (5) 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権その他の無体財産権は全て市に帰属すること。

7 その他

- (1) 電源および電気容量について
 - ア 電源の配置 別紙5「イベント用電気設備平面図」のとおり
 - イ 電気容量 30kVA※ 電源に関する工事は10月末までに終了する予定となっていることから、電源の配置および電気容量は、変更となる可能性がある。
- (2) イルミネーションの設置や撤去等については、市と協議しながら進めるものとし、本仕様書に記載のない事項については、必要に応じ両方で協議の上定めるものとする。